

令和7年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第2回 自動車（新車）小売業最低賃金専門部会議事録

|      |                            |                                   |                 |
|------|----------------------------|-----------------------------------|-----------------|
| 開催日時 | 令和7年10月29日（水）14時04分～16時13分 |                                   |                 |
| 開催場所 | 鹿児島合同庁舎 第2会議室              |                                   |                 |
| 出席者  | 公益代表委員（2名）                 | 瀬口毅士                              | 松枝千鶴（敬称略）       |
|      | 労働者代表委員（3名）                | 勝目幸佑                              | 白石裕治 中原潤（敬称略）   |
|      | 使用者代表委員（3名）                | 小原秀治                              | 中村博之 濱上剛一郎（敬称略） |
|      | 事務局（3名）                    | 藤原労働基準部長                          | 小城賃金室長 二石賃金室長補佐 |
| 議題   | 1                          | 令和7年度鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正審議について  |                 |
|      | 2                          | その他                               |                 |
| 配付資料 | 1                          | 令和6年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）自動車小売業関係 |                 |

○ 瀬口部会長

定刻を過ぎておりますので、ただ今から第2回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

議事に入る前に、本専門部会の成立について、事務局より報告願います。

○ 小城賃金室長

本日の専門部会の成立についてご報告いたします。当専門部会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定しております。

本日の専門部会は、公益委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計8名の委員にご出席いただいており、定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局で本日の専門部会の傍聴及び取材に係る希望について公示を行いましたところ、5名の傍聴の希望があり、ただ今、待機していただいております。

以上です。

○ 瀬口部会長

ありがとうございます。

本専門部会は成立しているとのことですので、これから審議を始めたいと思います。

また、事務局から話がありましたように、本日は傍聴を希望される方々がおられることがあります。前回もお話ししましたとおり、公労使三者が揃って議論を行う場について公開したいと思いますので、事務局は傍聴希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

〈事務局：傍聴者を案内〉

○ 濑口部会長

それでは、議事を再開します。

まずは、事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○ 二石賃金室長補佐

本日の資料につきまして、ご説明いたします。

資料は資料1のみで、令和7年度の自動車（新車）小売業最低賃金のランク別の決定状況でございます。

10月27日現在の審議状況について、掲載しております。目安ランクは地域別最低賃金のAからCまでのランク別にしております。

掲載項目は、左から順に、改正後の金額と改正前の金額、引上げ額と引上げ率となっております。

次の2段書きになっておりますところが、本年度の県最低賃金額で、時間額と引上げ額になります。

その横に自動車の効力発生年月日、これを記載しております。

最後の備考欄に、自動車小売業関係でも適用が若干異なっておりますので、その旨を記載しております。

今年度、既に結審している都道府県については、改正後（円）の欄に金額の記載があるものが既に結審している都道府県ということになります。

なお、グレーに塗られているところは、改正の必要無しとなっている局で、今年度新たに広島と青森の2局において改正の必要性無しとされ、今年度改正の金額審議が行われる都道府県は、当県を含め10の都道府県となっております。

以上で説明を終わります。

○ 濑口部会長

ただ今の説明について、ご質問等はありませんか。

（質問等なし）

○ 瀬口部会長

それでは、審議に入ります。

前回は、労使双方から本年度の改正審議に当たっての基本的な考え方について述べていただきました。

まず、労側からは、

①自動車産業は日本の基幹産業であり、鹿児島において自動車小売業を支えているのは、そこで働く人である。持続的に産業・企業の競争力を維持・向上させるためには、労働の質の高さに相応しい労働条件を実現し、働く人の意欲と活力を高めて産業の活性化を図っていくことが必要である。

②基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定（産業別）最低賃金は、産業の魅力向上、競争力の源泉となる人財の確保と流失防止、産業・企業の活性化と成長に繋がっている。そこで働くことの位置づけを高めるべく、産業に相応しい水準とすることが必要となる。

③自動車（新車）小売業に従事する労働者で労使交渉による最低賃金協定で保護された労働者は約半数であり、労使交渉の手段を持たない労働者にとって自動車（新車）小売業最低賃金は賃金の下支えとなること。

④地域別最低賃金に対する優位性を維持・拡大することにより、自動車（新車）小売業に相応しい特定（産業別）最低賃金を設定することが重要である。

⑤提示額として、現行の986円から今年度の地域別最低賃金と同額の73円引き上げた1,059円への引上げを求める。

という主張がなされました。これに対して、使側からは、

①地域別最低賃金の上に、特定最賃をもって屋上屋を重ねるような必要性はないと言々主張してきた。近年の地域別最低賃金額の大幅引上げをはじめ、急速なデジタル化の進展による産業構造の変化など、新設当時と大きく状況が異なっていることに鑑み、特定最低賃金を存続させることは有益なのか、必要性は薄れてきているのではないかという認識であるということ。

②自動車（新車）小売業の特定最賃については、日本の基幹産業である自動車産業の鹿児島県内での小売を支える部門であること、また、新車に特化していること等も踏まえ、これまで必要性を認めてきており、現在は986円となっている。今回、鹿児島県の地域別最低賃金は、大幅引上げによって11月1日から1,026円となる。このように地域別最低賃金と逆転する以上、特定最賃を設ける必要はないと思われるが、逆転して初めての年度であり、仮に昨年並みの引上げになると、自動車（新車）小売業の特定最賃が上回ることも考慮して、今回までは必要性ありとして審議に応じる。

③来年度以降も引き続き地域別最低賃金の大幅引上げが想定される中、小規模な事業

者は対応できないところも出てくることが予想される。最近の県内景況は全体として回復の動きは続いているものの、食料品を中心とした物価上昇や自然災害などの影響で改善傾向がやや弱まりつつある。また、アメリカの相互関税措置の影響も不透明である。鹿児島県内の7月の新規登録自動車数は前年を下回ってきている。

④このように厳しい経営環境が続く中、特に小規模事業者は事業継続と雇用の確保が最重要課題であり、それぞれの企業の支払い能力に応じた額しか引き上げられない。また、新車販売といつても、資格を必要とするものから簡易な業務まで職種が様々あり、人材確保のため優位性を維持するという理由は見いだせないこと、また、来年度以降も地域別最低賃金が大幅に引き上げられることが想定されることなどから、今後、自動車（新車）小売業の特定最賃の必要性については厳しく判断せざるを得ないこと。

⑤金額の提示額は、次回とすること。

という主張がなされました。

具体的な金額の提示額については、労側のみで現行の986円にプラス73円の1,059円ということになります。

また、前回、私の方から労使それぞれの優位性の捉え方についての認識のずれについて申し上げさせていただき、そのことについての説明もお願いしたところあります。

そこで、今日はまず具体的な金額の提示のなかった使側から、金額の提示も含め、追加の主張や優位性に対するご意見など、ご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

## ○ 濱上委員

使側の濱上でございます。

打合せのために開始時間に遅れましたことをお詫びいたします。

最終的にちょっと詰めをさせていただきまして、まず、数字でございますけれども、今ありましたように非常に厳しい状況になってきている。特に小規模の事業者については厳しいということではあるのですけれども、この春の自動車業界の賃上げの概ね約5%というような数字から、49円引き上げ、1,035円という数字を提示させていただきたいというふうに思っております。

それから、基本見解でも述べましたけれども、来年については必要性無しということでお願いをしたいということも付け加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

## ○ 濱口部会長

ありがとうございました。

ただ今の使側の発言について、労側の方からご意見、それから、私からお願いしてお

りました優位性についてのご説明など、ご発言をお願いしたいと思います。

○ 白石委員

労働者側、白石です。

金額の方は1,035円。ありがとうございます。

労働者側は、1回目の方で金額の提示させてもらっておりますので。

優位性については、やはり特定最賃があるということ自体が優位性の一番だと思っております。

なかなか今、全国的に自動車関係の特賃が少なくなっているというところもありますし、鹿児島でいえば、百貨店・総合スーパー、そして電気がなくなりまして、残っているのが自動車小売となりますと、産業自体の魅力を特賃で高めていかなければと思っております。

前回は、今、使用者側からも説明がありましたように、自動車の春闘の結果だと5%ぐらい、他の産業に比べると自動車の方は、ちょっと高くなっていたりというようなこともございますし、追加の資料も持ってまいりましたので、それについて簡単に説明しようと思っております。

これは最賃の方で使った資料なんですけど、大体、鹿児島の最低賃金のところでご理解していただこうというようなことで、最初に開けてもらったところに、最低賃金近傍労働者の占める割合の全国の表が出ておりますけど、鹿児島の場合が、黄色いところで8万人、割合が17.4%となっています。

次のページがその割合を全国で比較したものが次の表になります。全国で比較したときに鹿児島は人数で8万人、割合で、これは大きい順で並べていますけど、鹿児島が17.4%もあるところで見てもらうと、最低賃金近くで働いている割合が全国で4番目という認識をまずは持ってもらいたいと思っております。

次のページがこれをグラフにしたものになりますが、鹿児島の場合、最低賃金額の897円のところが、約5,000人で、最低賃金額の後3つぐらいの分布帯のところが多く、金額が高くなるにつれて人数が減っていくというような形が鹿児島の特徴だと思っています。

それで、次のページを開いてもらいますと、先ほど全国の順で並べたCランクの上位3つの県の分布図で見た場合、何が比較できるかというと、縦軸を鹿児島の人数で合わせてあります。

鹿児島は897円のところに5,000人弱、その次の分布帯のところに6,000人近くいるというような形になっております。同じように宮崎を見ると、最低賃金額のところは3,000人以内、その隣の分布帯が5,000人弱というような形で、最低賃金額以上では、どんどん下がっていっており、また、秋田のグラフの形を見ると、やはり最低賃金額のところの数が、鹿児島とは全然違うということが分かると思います。

鹿児島の場合、5,000人ちょっとという最低賃金額のところが、宮崎になると3,000人以内、同じようにCランクの秋田でいうと2,500人以内。この上位の中でも、最低賃金で働いている人数も含めて圧倒的に鹿児島は最低賃金額の近くで働いている人が多いことが、このグラフで分かると思います。

次のページが、同じように、同じCランク、九州管内でみた場合に、緑の線が鹿児島県の最低賃金の労働者数のラインになりますが、大分見ますと最低賃金額のところの人数は3,000人以内、そして長崎も3,000人弱。佐賀の場合、1,000人弱で、隣県の福岡があるということもあるかもしれませんけど、その横の最低賃金よりも高い金額のところに分布帯がいっぱいある。これを見た場合、同じCランクでも、鹿児島の最低賃金額よりも高い分布帯での下がり方が大き過ぎるというような形になっております。

次に、今度は最低賃金額のところの労働者数の少ないCランクの山形、高知、鳥取で見ると、最低賃金額ところの人数は、山形が1,200人ぐらい。高知が1,300から1,400人。鳥取は600人ぐらい。これを見ても、明らかに最低賃金額よりも高い分布帯のところがたくさんある。金額が高くなても最低賃金額付近の分布帯にいないところがいっぱいあるというような形で、この比較をしたときに、やはり鹿児島だけが、全国的にも最低賃金近傍で働く労働者の分布帯が異常なほど多いことが分かると思います。

この最低賃金の近くで働いている人たちの、生活も含めてどうすればいいのかということで、地質の方もお話をしましたが、鹿児島県の実情として、最低賃金の近くで働いている人数の桁が他県と違って多過ぎるということが分かると思います。

次に、ハローワークの状況なんですが、これはハローワークかごしまの令和7年8月のデータを持ってまいりましたが、この状況をまとめたものが、めくってもらったところのハローワークかごしまの集計表になります。

まず、年齢ごとのところが3月から8月となっておりますが、ハローワークの求人募集下限額のところでも、県の最低賃金よりも募集下限額が合計で144円、自動車の最低賃金と比較しても111円高いということになります。

次のページは、産業別と職業別になります。また、次のページが短時間労働者の都道府県の1時間当たりの所定内給与を見ると、全国的に見ても鹿児島は金額が低い方からみて上位にあることになっております。

次に、リビングウェイジや新卒者の初任給、そして、例年、離島の物価高を示しております。また、ガソリン価格についても鹿児島は全国で一番高いことも示しております。

議論の時間も設けたいので、この辺の説明は割愛したいと思いますけど、やはり全国的に見ましても最低賃金で働いている人が多い鹿児島の中で、特定最賃がある優位性を見ると、ここの金額の違いは少し出していきながら、産業自体をみんなで盛り上げていかないといけないのではないかと思っております。

今まで企業が人を選ぶ形でしたけど、今は会社が選ばれる時代になっております。そ

して、会社が選ばれる前に、その産業自体が選ばれる産業にならないといけないと思います。特定最賃があるということ、他のところはなかなかというような意見もありますけど、特賃として自動車を残すべきは残して、特賃を使っていきながら産業自体を伸ばしていくというようなことで考えております。

また、自動車総連としましても、そこで働いている仲間の声でも、自動車産業が好きで入ってきてている人間だけですので、まず自分の産業に誇りを持ちたい。そして、自分が勤めている会社に誇りを求めて、他のところにも自信を持って薦められる企業、そして産業でありたいというようなことが前回の自動車総連の会議でも出ました。

やはりここは産業自体を、今後、こういう時代だからこそ特賃を残していきながら、企業の魅力を発信できればと思っております。

以上です。

○ 濑口部会長

ありがとうございました。

今、労側からご説明いただきましたが、皆さんの方で何か今の労側の説明にご質問等はありますか。

(質問等なし)

○ 濑口部会長

では、現時点での各側から提示いただいた具体的な金額としましては、労側が現行の986円にプラス73円の1,059円、使側が現行の986円にプラス49円の1,035円ということで、労使各側から提示された金額には24円の開きがあります。

ただ今の金額提示について、公益を含め、委員の皆様、何かご意見やご質問などありませんか。

(意見・質問等なし)

○ 濑口部会長

今の平場での審議では、まだ双方の主張や額に開きがございます。

現時点における平場でのご意見は、ある程度尽くされた感がありますので、ここで公・労協議、公・使協議に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 瀬口部会長

それでは、会場の振り分けですが、直ぐに二者協議に入りたいということであれば、二者協議会場を1階の研修室とし、もう一者の控室を同じく1階の第1会議室とさせていただき、傍聴者の方々には、この会議室を控室として待機いただきたいと思います。

公労使による三者協議を再開する際は、改めてこの会議室で議事を再開いたします。

それとも、一旦、二者協議に入る前にそれぞれ分かれての協議が必要であれば、少し時間を取りたいと思いますが、いかがですか。

二者協議に入ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 瀬口部会長

それでは、まず公・労からでよろしいですか。

では、公・労で先にお話をさせてもらって、その後、また公・使とか、それぞれの側で話し合いたいと思います。

(個別協議)

○ 瀬口部会長

それでは、公労使による三者協議を再開いたします。

ただ今まで、個別折衝を続けてきた結果、一致点を見出すことができました。

その内容について発表します。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金については、現行時間額986円に62円プラスして、時間額1,048円、効力発生日につきましては、法定どおりとすることで、一致しました。

これについて、ご異議はございませんか。

(異議なし)

○ 瀬口部会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の金額を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

また、改正された最低賃金の効力発生日は、法定どおりとしますと、異議申出等により結論が変わらない限り、最短で12月28日、日曜日ということになります。

この結論は、鹿児島地方最低賃金審議会会長に、報告することになりますので、事務

局は専門部会の報告書等を準備してください。

事務局が報告書等を作成する間、休会いたします。

(休会)

○ 濑口部会長

再開します。

それでは、報告書を読み上げます。

令和7年10月29日、鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会部会長、瀬口毅士。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和7年9月17日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員、伊藤周平、瀬口毅士、松枝千鶴。

労働者代表委員、勝目幸佑、白石裕治、中原潤。

使用者代表委員、小原秀治、中村博之、濱上剛一郎。

別紙、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金。

1、適用する地域、鹿児島県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者。

（2）雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの。

（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,048円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生日、法定どおり。

ただ今の決定につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって鹿児島地方最低賃金審議会の決議とする取り扱いを決定しておりますので、

私が答申文も読み上げさせていただきます。

労働基準部長は、前の方へおいでください。

令和7年10月29日、鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会长、川口俊一。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和7年9月17日付け鹿労発基0917第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙は、先ほどの報告のとおりでございます。

#### ○ 藤原労働基準部長

それでは、本日は、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金額改正に係る答申をいただきまして、一言お礼を申し上げます。

鹿児島県自動車（新車）小売業の最低賃金につきましては、9月17日に鹿児島労働局長より改正決定に係る諮問をさせていただいたところでございますが、これを受け専門部会が設置され、10月3日から本日まで2回にわたり慎重に審議を重ねていただき、全会一致による結論を出していただいたところでございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で、様々な視点から現状や課題、ご意見などをいただいたところでございまして、そのイニシアティブを十分に發揮されてご審議いただきましたこと、また、瀬口部会長をはじめ委員の皆様が円滑な審議の進行に努めていただいたこと、ご尽力いただいたことにつきまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

本日、答申をいただきましたので、これから私どもで、改正決定に係る所定の手続を進めさせていただきます。異議申出がなく最短の場合は、その発行日が12月28日、日曜日となる予定でございます。

今後、私どもとしましては、改正された自動車（新車）小売業最低賃金を関係労使の方々に知っていただき、これが適正に履行されるよう、なお一層の周知・指導に努めてまいるところでございます。

最後になりますが、今後とも、最低賃金制度をはじめ労働行政に対するご理解とご協力をお願い申し上げまして、また、これまでの皆様のご尽力に重ねて厚く御礼を申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

#### ○ 瀬口部会長

ありがとうございました。

それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

○ 二石賃金室長補佐

本日の答申内容につきましては、本日中に意見の要旨を公示し、異議申出を受け付けることとなります。異議申出の締切日は11月13日、木曜日となります。

この日までに異議の申出があった場合には、11月14日以降、なるべく早い時期に最低賃金審議会本審を開催いたしまして、労働局長より異議申出に係る事項について諮詢をさせていただき、ご審議の上で答申をいただくことになります。

その際、場合によっては、再度、専門部会を開催し、審議していただかなければならないこともあります。そのときは改めて連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

異議申出があるかどうかは分かりませんが、念のためにお知らせいたします。

なお、異議申出がなかった場合には、締切日の翌日、11月14日をもって当専門部会は廃止となることを申し添えます。

以上です。

○瀬口部会長

ありがとうございました。

それでは、最後に議事録確認者を指名します。

労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いします。

本日の専門部会はこれで閉会します。どうも皆様ありがとうございました。